

老人保健施設かずえの郷 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和 年 月 日 現在 >

1. 事業者の概要

- ・事業者の名称 医療法人 豊和会
- ・主たる事業所の所在地 愛知県豊田市広美町郷西80番地
- ・法人種別 医療法人
- ・代表者氏名 鈴木 克宏
- ・電話番号 (0565) 21-0331

2. ご利用施設

- ・施設の名称 老人保健施設かずえの郷
- ・施設の所在地 愛知県豊田市和会町東郷148番地
- ・都道府県知事許可番号 2353080035
- ・施設長の氏名 井野 晶夫
- ・電話番号 (0565) 21-6700 (代)
- ・ファクシミリ番号 (0565) 21-6780

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護保健施設サービス	H12.4.1(みなし) H7.3.31(開設)	2353080035	130名
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		2353080035	
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション		2353080035	100名

4. 施設の目的と運営理念

○施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練やその他必要な医療と日常生活上の世話などを提供する施設です。そして、利用者がその能力に応じた自立した日常生活を営み、一日でも早く家庭復帰ができるように支援していきます。また、在宅で円滑な生活を送っていただけるように、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅介護を支援していくことを目的とした施設です。

○運営理念

- ・利用される方の立場に立った運営を行います。
- ・自発性を尊重し、自由で安全な活動を大切にします。
- ・自立を支援し、家庭復帰を目指した看護・介護・リハビリテーションを提供します。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、在宅での介護を支援します。

5. 施設の概要

老人保健施設 かずえの郷

敷地	6105.30㎡	
建物	構造	RC造
	延床面積	5921.09㎡
	利用定員	入所130名 通所100名

6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(ただし年末年始に関してはこの限りではない)
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

7. 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおける従業者の職種、員数及び職務内容
- ・管理者 1名以上（医師・常勤）
従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の移動、助言を行います。
 - ・理学療法士・作業療法士 3名
医師の指示・（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対しサービスの提供を行います。

8. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長（医師）	常勤で勤務 介護老人保健施設と兼務 *外出時は携帯電話にて対応
リハビリテーションスタッフ	常勤で勤務 介護老人保健施設と兼務

9. サービスの概要

- ① 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の立案、実施
- ② 利用者又は家族に対し、計画書の説明及び交付
- ③ 利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーションの提供

10. 協力医療機関

- ・医療法人 財団新和会 八千代病院 安城市住吉町2丁目2番7号
- ・医療法人 豊和会 南豊田病院 豊田市広美町郷西80番地

11. 協力歯科医療機関

- ・村上歯科医院 豊田市上郷町3丁目8番地7

12. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

- ・気分がすぐれない場合は、早めにお知らせください。
- ・訪問時の駐車スペースの確保をお願い致します。
- ・訪問リハビリテーション実施に必要な居宅の水道／ガス／電気／電話等の費用は、利用者負担となります。

13. 利用料

利用者およびその身元引受人は連帯して、当施設からサービスの提供を受けたときは、別紙老人保健施設かずえの郷訪問リハビリテーション利用者負担説明書及び介護予防訪問リハビリテーション利用者負担説明書の記載に従い、利用料自己負担分を当施設に支払います。その場合、当施設は事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名）を受けることとします。

14. 職員の研修

当施設は職員の質的向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備を行います。

15. 身体拘束

利用者ご本人や他の利用者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合以外は、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。やむを得ず制限する場合には事前に利用者に対し行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明するとともに、利用者ご本人に同意能力がある場合にはその同意を得た上で制限を行います。以下にその手順を定めます。

- (1) 緊急やむを得ないという判断は、管理者を中心に複数で行う。（可能な限り早急に判定会議を招集する。）
- (2) 利用者に対し、行動制限の根拠・内容・見込まれる期間等について十分説明し、利用者本人に同意能力がある場合には、その同意を得る。利用者身元引受人についても、事前又は事後、速やかに説明し、同意を得る。
- (3) (2) の内容について介護サービス記録に記載する。
- (4) ケアの工夫に努めるとともに、頻回に見直しの機会を設け、可能な限り速やかに行動制限を排除するよう心がける。

16. 秘密保持

当施設の職員はサービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族または身元引受人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、個人情報を使用する場合は、必ずその利用者および身元引受人の同意を得ます。

17. 要望及び苦情等の相談

当施設にはご利用者相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情等のご利用者相談窓口にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ロビーに備え付けられた「ご意見箱」をご利用の上、管理者に直接お申し出頂く事もできます。ご不明な点は、何でもお尋ねください。また、公的窓口へご相談いただくこともできます。

《ご利用者相談窓口》

・老人保健施設かずえの郷 担当者：近藤 洋子 電話 0565-21-6700

《公的相談窓口》

・愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

・豊田市役所介護保険課 電話 0565-34-6634

18. 第三者による評価の実施状況

実施：なし

介護サービス情報公表システムを利用し、サービス情報の公表を行っています。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

19. 身分証の携行義務

常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

20. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

21. 緊急時の対応

施設医師の判断において利用者に受診が必要と認められる場合、協力医療機関または協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。その際、身元引受人①（連絡が取れない場合は身元引受人②）の方に対し、連絡させていただきます。連絡がとれない場合は、事後の報告となることがありますのでご了承ください。

22. リスクマネジメントの強化

事故発生防止のための指針の整備を行い、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底します。事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的な実施や適切に実施するための担当者（リスクマネージャー）の設置を行います。

23. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。委員会（管理者を担当者とする）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行います。また、虐待防止のための指針を整備し、職員に対し虐待防止のための研修を定期的に開催します。サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

24. 衛生管理等

(1) 介護保険施設の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会（看護師長を担当者とする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のため研修及び訓練を定期的実施します。

25. 業務継続計画（BCP）

感染症や自然災害発生時の業務継続ガイドラインに基づき、業務継続計画（BCP）を作成します。ご家族、地域、行政と協力し、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築します。

26. ハラスメント対策の強化

適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

禁止行為の具体的な例（疾病等に起因するものを除く）

(1) 暴力又は乱暴な言動（物を投げる・刃物を向ける・手を払いのける・怒鳴る・規制を発する など）
(2) セクシャルハラスメント（従業員の色を触る・手を握る・腕を引っ張るなどして抱きしめる・ヌードの写真をみせる など）

(3) その他（従業員の自宅住所や電話番号を何度も聞く・ストーカー行為 など）

27. 協力医療機関との連携体制の構築

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関と連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携を構築します。

28. 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

利用者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めます。

私は、本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)
住 所
氏 名

(署名代行者)
住 所
氏 名

(身元引受人 ①)
住 所
氏 名

(身元引受人 ②)
住 所
氏 名